

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省総合食料局商品取引監理官）

制 度 名	商品取引所法の改正に伴う所要の税制措置			
税 目	所得税（該当条項：所法第 224 条の 5、第 225 条、措法第 41 条の 15 の 2、措規第 19 条の 10）			
要 望 の 内 容	<p>第 171 回通常国会で改正された「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、商品取引所等改正法案とする。）において、先物取引の定義が拡充され、①スワップ取引、②外国商品市場取引、③店頭商品デリバティブ取引（取引所外での取引）が追加されることに伴い、これらの取引についても課税の適正化の観点から、従来の先物取引同様、変更部分に税制措置が講じられるよう、所要の措置を要望する。</p> <p>（1）告知制度（所得税法第 224 条の 5） 差金等決済をする者がその氏名及び住所を取引の委託をする商品先物取引業者（現商品取引員）等へ告知する義務及び商品先物取引業者等は告知された氏名及び住所について本人確認を行う義務を課す。</p> <p>（2）支払調書制度（所得税法第 225 条） 商品先物取引業者は差金等決済があった場合に、氏名や決済の方法等記載した調書を所轄税務署長に提出する。</p> <table border="1" data-bbox="1015 909 1493 1003"> <tr> <td data-bbox="1015 909 1219 1003">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 909 1493 1003">— （－） 百万円</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	— （－） 百万円
減収見込額 （平年度）	— （－） 百万円			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 商品先物市場は、商品を生産、流通、販売する事業者にとって、商品価格の変動にかかるリスクヘッジを行う場として、産業インフラとしての機能を有している。</p> <p>しかしながら、現在の我が国の商品取引所は、事業者十分に活用されておらず、産業インフラとしての機能が十分に発揮されていない。このため、国内外及び取引所内外での商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を再構築すること等によって、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 今回の商品取引所法の改正により、先物取引等の定義が一部変更となり、従来の定義から拡充が図られる。そのため、変更される定義についても所得税法第 224 条の 5 及び第 225 条の告知制度及び支払調書制度の対象に加え、適正な課税を確保する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 外国為替証拠金取引（FX）などの店頭デリバティブ取引で無申告などによる脱税事件が相次いで起きていたが、その取引による所得は総合課税の対象とされていたものの、告知制度の対象となっていなかった。</p> <p>このため、その取引による所得について税務当局が把握できる体制を整備するため、平成 20 年度の税制改正において、今回要望する措置と同様の措置をとったところである。</p> <p>今般、商品取引所法の改正により、定義が拡充される先物取引についても、上記のような問題発生未然の防止の観点や金融取引と商品取引の公平性の観点から措置することは妥当である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	I-① 食品産業の競争力の強化【平成22年度（予定）】
	政策の達成目標	産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進 個人投資家における投資選択の中立化
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒常的な措置
	同上の期間中の達成目標	産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進 個人投資家における投資選択の中立化
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	なし	